

21. 地域のネットワークと要保護児童対策地域協議会

子ども虐待対応は一個人、一機関ではできず、多職種・多機関連携チーム（MDT； multidisciplinary team）として、地域のネットワークを構築して対応しなければならない。

要保護児童対策地域協議会（以下要対協）は、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童に関する情報の交換や支援を行うために、協議を行う場として平成16年の児童福祉法改正で設置努力義務が法的に位置づけられた。

要保護児童とは、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（児童福祉法第6条の2第8項）、保護者のない児童（現に監督保護している者がいない児童）（児童福祉法第6条の2第8項）で、虐待を受けた児童だけでなく、障害を持った子ども、不良行為（非行、犯罪行為含む）をする、またはする恐れのある児童をいう。

現在ほとんど全ての市町村に設置され、要対協は児童家庭相談の一義的な対応の窓口と位置づけられ、虐待通告先となつた。そのため子ども虐待対応は、リスクの低い要支援ケースは市町村、リスクの高い虐待ケースは、立入調査・一時保護などの強制的な権限を持つ児童相談所と、市町村と児童相談所との二重構造になった。

しかし、地域のネットワーク、要対協の存在は医師には周知徹底がなされていないのが現状と思われる。医療機関、医師は地域ネットワークにおいて発見の場、医学的診断、地域での見守りの場として重要な役割が期待されている。虐待を疑い、児童相談所に通告することがためらわれる場合でも、放置することなく要対協に相談、通告することが望まれる。現状ではこのネットワークへのつなぎの役割を保健所・保健センター保健師に期待したい。

■要対協の設置及び運用の目的

- ①要保護児童、要支援家庭を早期に発見する。
- ②関係する機関と人の間で情報の共有化を図り、それぞれの人と機関の役割分担を明確にする。
- ③要保護児童、要支援家庭に対し、迅速に支援を開始する。
- ④役割分担を通じて、それぞれの人と機関が責任を持って関わることのできる体制を構築する。
- ⑤それぞれの機関が役割を分担し関わることで、それぞれの機関の役割や限界を理解する。

■要対協の窓口、調整機関

東京都は子ども家庭支援センターを相談窓口としているが、窓口と調整機関は設置地域によって異なる。要対協はセーフティーネットを張り、ワンポイントサービスに努め、アウトリーチの姿勢（待ちの姿勢でなく、出向く）で、適切な見守りの機能が期待される。

■要対協に守秘義務を課すことによって、多くの機関が参加できる

要対協の構成員は、正当な理由なく、要対協の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが規定されている。そのことで、医師や公務員など守秘義務が存在することから個人情報の提供に躊躇があった関係者からの積極的な情報提供、また守秘義務が課せられたことによって民間団体（地域の子育て団体、NPOなど）をはじめ、法律上守秘義務が課せられていない関係機関の積極的な参加と情報交換や連携が可能になった。

■要保護児童対策地域協議会の構成

○児童福祉関係

- ・市町村の児童福祉主管課
- ・福祉事務所(家庭児童相談室)
- ・児童養護施設等の児童福祉施設
- ・児童館
- ・主任児童委員、民生・児童委員

・児童相談所

- ・保育所(地域子育て支援センター)
- ・児童家庭支援センター
- ・社会福祉協議会
- ・里親

○教育関係

- ・教育委員会

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

○保健医療関係

- ・市町村の母子保健主管課、保健センター
- ・医師会、歯科医師会、助産師会、看護協会
- ・医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師

・保健所

- ・医療機関(クリニック、中核医療機関)

○警察・司法関係

- ・警察署
- ・法務局

・弁護士会、弁護士

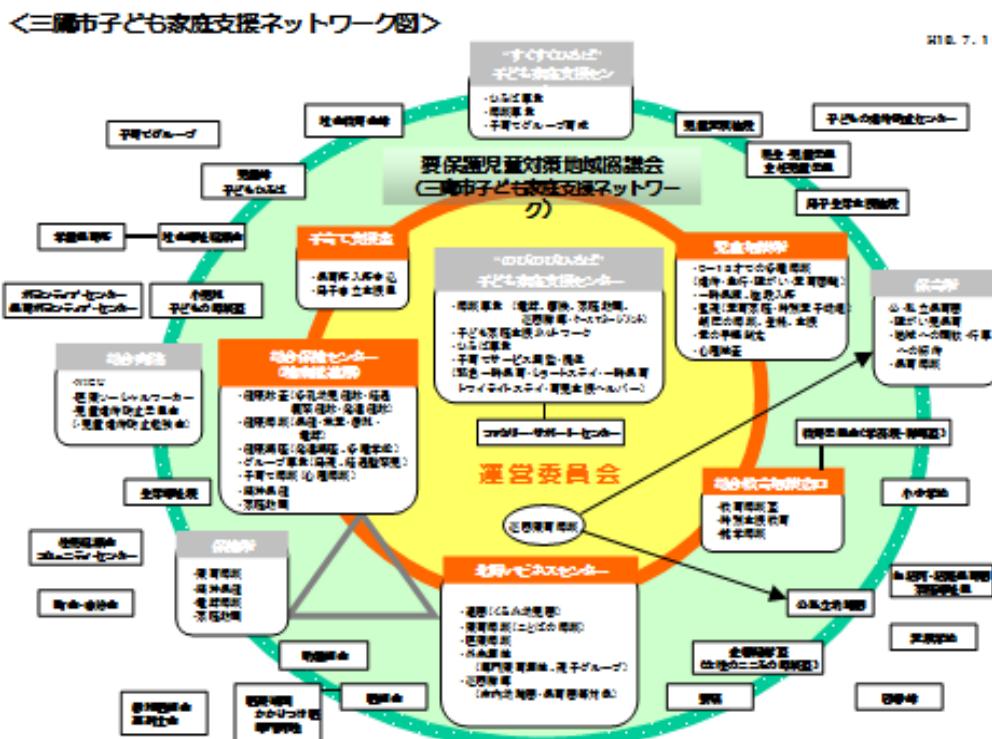
- ・人権擁護委員会

○その他

- ・NPO、ボランティア、民間団体

■東京都三鷹市の子ども家庭支援ネットワーク(図)

このように、実際に支援の戦略をたてるには、これだけ多くの関係機関と人が関与することになる。都道府県の機関、市町村の機関、医療機関等々、様々な機関が関与することになる。このネットワークが機能するためには、普段から顔と顔がみえる関係の構築が必須であり、マニュアルを作って、真ん中に子どもと家庭をおき、周囲に関係機関を配置し、線で結んでもネットワークは機能しない。



■地域協議会の運営

虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。要対協は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造で構成されるのが一般的である。

◇代表者会議 地域協議会の構成員の代表者による会議。(年1～2回開催)

◇実務者会議 実際に活動する実務者から構成される会議。(年数回開催、研修会等)

◇個別ケース検討会議 その子どもに関わりを持っている担当者や、今後関わりを有する可能性のある関係者等の担当者による会議。(随時開催)

■医師、医療機関に望まれること

医師、医師会は代表者会議に参加していることが多い。しかし、第一線で日常診療している医師には、個別ケース検討会への積極的な関与が期待される。